

凡例

一、この訳注本は、『歴代寶案』校訂本第九冊 第二集卷一〇五〜一二二（財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編、沖縄県教育委員会刊、二〇〇三年）を底本とする。

一、訳注に当たっては原典の文章に忠実であることをむねとする。参照すべき文献がある場合も、明白に誤字・脱字等と認められる場合にのみ校訂を施し、『歴代寶案』のオリジナルテキストとしての性格を最大限に重んじた。

一、訳文は次の通りとする。

- 1、各文書に簡単な見出しを付す。
- 2、いわゆる読み下し文とする。
- 3、現代仮名遣いを用いる。
- 4、原文の漢字はなるべく残す。
- 5、難読の漢字にふりがなを付す。
- 6、異字・俗字・略字などは、原則として正字（常用漢字を含む）、あるいは通用の字体に改める。数字は簡略な表記とする（例 壹↓一、貳↓二）。同義の字は通用の字体に統一した場合がある。
- 7、避諱や清朝の政策による文字の置き換えは、原文のままとする。
- 8、送りがなについては、一般的用法と異なる場合がある。
- 9、平出・抬頭はとらない。
- 10、文字の大小については底本通りとする。
- 11、不明箇所は、字数の判明するものについてはその字数分を□で示し、わからない場合は……で示す。
- 12、個人の書きくせなどによる明白な誤字・誤用には特に校訂や注記をしない。
- 13、人名の名を欠き空欄を伴うもので、判明するものについては（ ）を付して補う。

14、年号には《》を付して西暦を補う。ただし月日は原文のままとし、太陽暦に置きかえない。したがって十二月末などで、西暦が実際と異なる場合がある。

15、文書の宛先・年月日記載の位置は必ずしも同一ではないが、便宜的に統一して記す。

16、内容など、必要に応じて適宜改行した。

一、注釈は次の通りとする。

1、文書ごとに、文書に続けて付す。

2、注は原則として再記しない。

3、『歴代宝案』文書番号については、第一集のみ「二〇一〇二」のように、集・巻・文書番号を示したが、第二集は集番号を除き、単に「〇一〇二」とした。

4、琉球国王・中国皇帝（清代）は、在位年代、系譜などを一括して表記する。

5、注索引は各冊ごとにつける。

6、訳注全般に参照した辞書・文献は別表の通りである。これらについては個別に出典を記載しない。ただし必要な場合には、内に示した略称によって注記する。なお、個々に参照した文献・研究書・論文等については、当該の個所に記すにとどめる。

一、本冊の訳注は金城正篤が担当し、富田千夏氏の協力を得た。

参考文献

() は本冊での略称

諸橋轍次著『大漢和辞典』大修館書店 一九八四年修訂版

中文大辞典編纂委員会編『中文大辞典』台北 中国文化大学出版社

一九七三年

漢語大詞典編輯委員会漢語大詞典編纂処編『漢語大詞典』漢語大詞典

出版社 一九八五年 一九九四年

愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』大修館書店 一九八六年

増訂版

井上翠著『中国語新辞典』江南書院 一九五四年

塩谷温編『新字鑑』弘道館 一九三九年

石山福治編『中国語大辞典』国書刊行会 一九七四年

尾崎雄二郎他編『角川大辞源』角川書店 一九九二年

香坂順一他編『中国語大辞典』角川書店 一九九三年

白川静著『字通』平凡社 一九九六年

佐伯富編『福惠全書語彙解』同朋舎出版部 一九七五年

荘吉発著『清代奏摺制度』故宫叢刊甲種之十五 国立故宫博物院

一九七九年

劉文傑著『歴史文書用語辞典 明・清・民国部分』四川人民出版社

一九八八年

雷榮廠・姚樂野著『清代文書綱要』四川大学出版社 一九九〇年

倪道善編著『明清檔案概論』四川大学出版社 一九九二年

張我徳・楊若荷・裴燕生編著『清代文書』中国人民大学出版社 一九九六年

植田捷雄他編『中国外交文書辞典(清末篇)』一九五四年 国書刊行会影

印本 一九八五年

星斌夫編『中国社会経済史語彙(正篇)』光文堂書店 一九六六年

星斌夫編『中国社会経済史語彙(続篇)』光文堂書店 一九七五年

星斌夫・鈴井正孝・中道邦彦編『中国社会経済史語彙(三篇)』光文堂

書店 一九八八年

斯波義信編『中国社会経済史用語解』財団法人東洋文庫 二〇一二年

徐望之著『公牘通論』中文出版社 一九七九年

山腰敏寛編『清末民初文書読解辞典』汲古書院 一九八九年

山腰敏寛編『中国歴史公文書読解辞典』汲古書院 二〇〇四年

『歴代宝案』を読むための用語解説(『歴代宝案』訳注本第二冊所収)

沖繩県教育委員会 一九九七年 (用語解説)

前間恭作遺稿・末松保和編纂『訓読史文 附史文輯覧』一九四二年

国書刊行会影印本 一九七五年

『六部成語注解』大安影印本 一九四〇年 浙江古籍出版社標点本 一九八七年

『清代六部成語詞典』天津人民出版社 一九九〇年

『アジア歴史事典』平凡社 一九五九―六二年

孟慶遠主編・小島晋治・立間祥介・丸山松幸訳『中国歴史文化事典』新

潮社 一九九八年

『沖繩大百科事典』沖繩タイムズ社 一九八三年 (『大百科』)

『角川日本地名大辞典』四七 沖繩県』角川書店 一九八六年

『沖繩県姓氏家系大辞典』角川日本姓氏歴史人物大辞典四七 角川書店

一九九二年

周汎・高春明編著『中国衣冠服飾大辞典』上海 辞書出版社 一九九六年

織物染色辞典刊行会編『織物染色辞典』専門図書(株) 一九五一年

中江克己編『染織事典』泰流社 一九八一年

吉岡幸雄著『日本の色辞典』紫紅社 二〇〇一年

小笠原小枝著『染と織の鑑賞基礎知識』至文堂 一九九八年

譚其驥主編『中國歷史地圖集 第八冊 清時期』上海 地圖出版社

一九八七年

臧勵蘇等編『中國古今地名大辭典』商務印書館 一九三一年

魏嵩山編『中國歷史地名大辭典』廣東教育出版社 一九九五年

趙泉澄『清代地理沿革表』文海出版社(台灣)影印 一九七九年

『福建省地圖冊』福建省地圖出版社 一九九〇年

『中華人民共和國 地名詞典』(台灣省)南務印書館 一九九〇年

『中華人民共和國 地名詞典』(福建省)南務印書館 一九九五年

陳正祥著『台灣地名大辭典』南天書局 一九九三年

浙江省測繪局編制『浙江省地圖冊』中華地圖出版社 一九九八年

錢実甫編『清代職官年表』北京 中華書局 一九八〇年

章伯鋒編『清代各地將軍都統大臣等年表』北京 中華書局

一九六五年

『中國第一歷史檔案館藏 清代官員履歷檔案全編』華東師範大學出版社

一九九七年

臨時台灣旧慣調査會編『清國行政法』一九〇五—一五年 大安影印本

一九六五—六六年

張德沢編著『清代國家機關考略』北京 中國人民大學出版社 一九八一年

李鵬年等編著『清代中央國家機關概述』北京 紫禁城出版社 一九八九年

劉子揚編著『清代地方官制考』北京 紫禁城出版社 一九八八年

『那霸市史 資料篇第一卷五 家譜資料(一)』那霸市企画部市史編集室

一九七六年 『家譜(一)』

『那霸市史 資料篇第一卷六 家譜資料(二)』那霸市企画部市史編集室

一九八〇年 『家譜(二)』

『那霸市史 資料篇第一卷七 家譜資料(三)』那霸市企画部市史編集室

一九八二年 『家譜(三)』

『那霸市史 資料篇第一卷八 家譜資料(四)』那霸市企画部市史編集室

一九八三年 『家譜(四)』

『中山世譜』琉球史料叢書四 一九四二年 井上書房影印本

一九六二年 『世譜』

『蔡鐸本中山世譜』沖繩県教育委員會 一九七三年

『中山世鑑』琉球史料叢書五 一九四二年 井上書房影印本

一九六二年 『世鑑』

球陽研究会編『球陽・原文編』角川書店 一九七四年

徐葆光著・原田禹雄訳注『中山伝信録』榕樹書林 一九九九年

周煌著・原田禹雄訳注『琉球国志略』榕樹書林 二〇〇三年

李鼎元著・原田禹雄訳注『使琉球記』榕樹書林 二〇〇七年

趙新著・原田禹雄訳注『統琉球国志略』榕樹書林 二〇〇九年

中国第一歴史檔案館編『清代中琉關係檔案選編』一九九三年 『選編』

中国第一歴史檔案館編『清代中琉關係檔案統編』一九九四年 『統編』

中国第一歴史檔案館編『清代中琉關係檔案三編』一九九六年 『三編』

中国第一歴史檔案館編『清代中琉關係檔案四編』一九九九年 『四編』

中国第一歴史檔案館編『清代中琉關係檔案五編』二〇〇二年 『五編』

中国第一歴史檔案館編『清代中琉關係檔案六編』二〇〇五年 『六編』

中国第一歴史檔案館編『清代琉球国王表奏文書選録』一九九七年

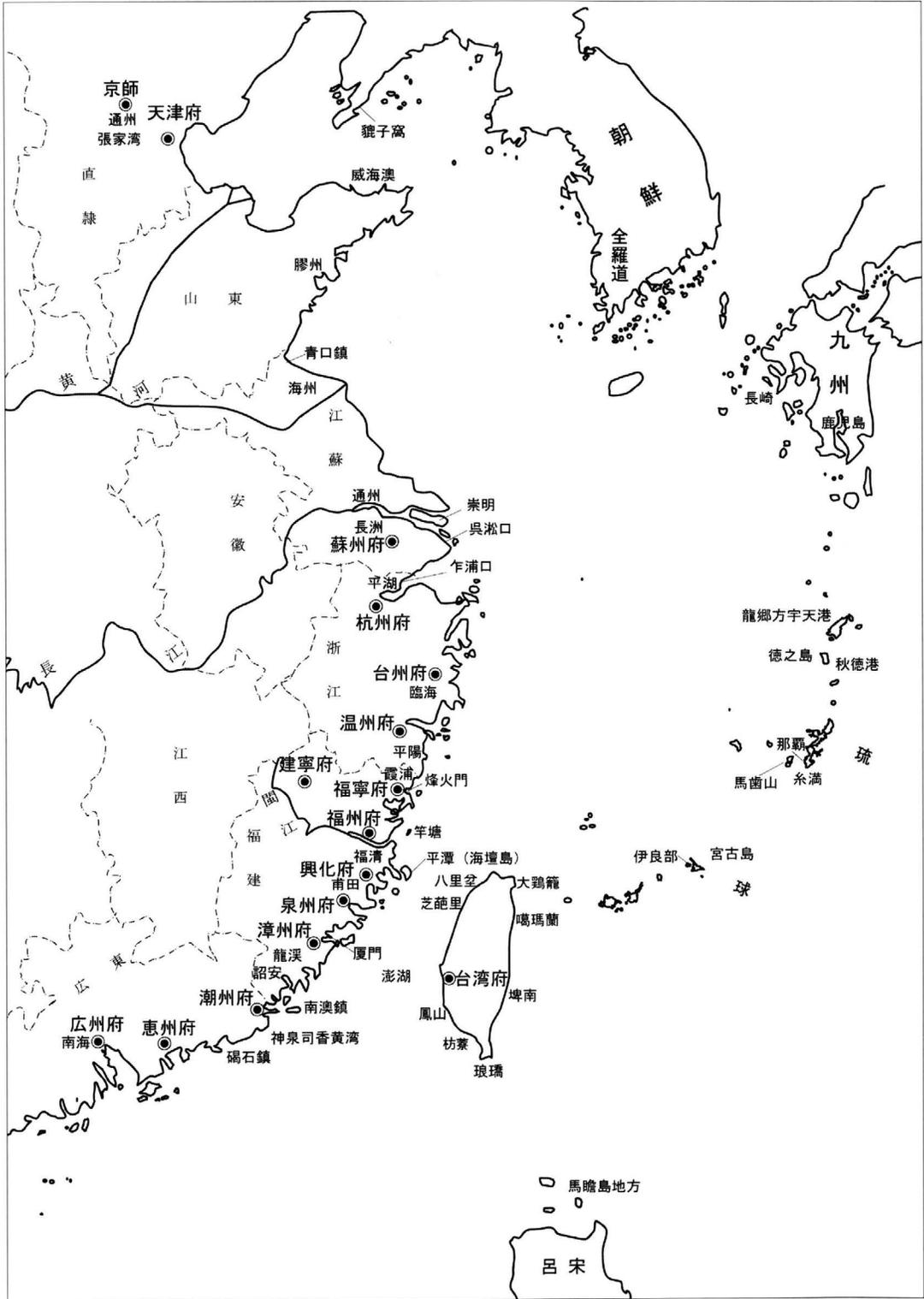
『表奏文書選録』

中国第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』一九九一年

中国第一歴史檔案館編『乾隆帝起居注』二〇〇二年

- 中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』二〇〇〇年
 中央研究院歴史語言研究所編刊『明清史料』(甲癸編)一九三〇—
 七五年 台北 維新書局影印本 一九七二年
 張偉仁編『明清檔案』中央研究院歴史語言研究所 一九八六年
 『大清歷朝實錄』滿洲国國務院影印本 一九三七年 台北 華文書局
 一九六四年、北京 中華書局影印本 一九八六—八七年
 『清實錄』北京 中華書局影印本 一九八五—八七年
 趙爾巽撰『清史稿』北京 中華書局標点本 一九七七年
 『清史列伝』北京 中華書局点校本 一九八七年
 国史館編『清史稿校註』台北 国史館刊 一九八六—九一年
 『嘉慶欽定大清會典事例』嘉慶二十三年
 『清會典』『清會典事例』『清會典圖』光緒二十五年 北京 中華書局
 影印本 一九九一年
 陳寿祺等撰修『福建通志』同治十年(中国省志彙編之九) 台北 華文書
 局 一九六八年
 沈翼機等撰『浙江通志』乾隆元年重修本(中国省志彙編之二) 台北 華
 文書局 一九六七年
 宋応星選・藪内清訳注『天工開物』東洋文庫二三〇 平凡社 一九七四年
 『中琉歴史関係国際学術会議論文集』第一回—第十四回 一九八六—
 二〇一五年
 『琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』第一回—第十回 沖縄
 県教育委員会 一九九三—二〇一四年
 『歴代宝案研究紀要』第一号—第十号 沖縄県教育委員会 一九九〇—
 一九九九年
 台湾国立故宫博物院所蔵「大清国史人物列伝及史館檔伝包伝稿」

- 琉中関係研究会編『中国福建省における琉球関係史跡調査報告書』平成
 二〇年度琉球大学特別教育研究経費《人の移動と二一世紀のグローバ
 ル社会》中国・台湾調査班・福建師範大学中琉関係研究所合同調査報
 告書』琉中関係研究会 二〇〇九年
 琉中関係研究会編『中国北京における琉球関係史跡調査報告書』平成
 二一年度琉球大学特別教育研究経費《人の移動と二一世紀のグローバ
 ル社会》中国・台湾調査班調査報告書』琉中関係研究会 二〇一〇年
 琉中関係研究会編『中国浙江・江蘇省における琉球関係史跡調査報告書
 平成二二年度琉球大学特別教育研究経費《人の移動と二一世紀のグロ
 ーバル社会》中国・台湾調査班調査報告書』琉中関係研究会 二〇一一年
 琉中関係研究会編『中国山東・河北省における琉球関係史跡調査報告書
 平成二三年度琉球大学特別教育研究経費《人の移動と二一世紀のグロ
 ーバル社会》中国・台湾調査班調査報告書』琉中関係研究会 二〇一二年
 赤嶺守・朱徳蘭・謝必震編『中国と琉球 人の移動を探る—明清時代を
 中心としたデータの構築と研究』《琉球大学 人の移動と二一世紀のグ
 ローバル社会IX》彩流社 二〇一三年
 五島美術館学芸部編纂『名物裂 渡来織物への憧れ』財団法人五島美術
 館 二〇〇一年
 祝嶺恭子執筆・監修『ベルリン国立民族学博物館所蔵 琉球・沖縄染
 織資料調査報告書』資料編・図版編』一般財団法人沖縄美ら島財団
 二〇一三年



譚其驤主編『中国歴史地図集』「清時期」（嘉慶二十五年）を参考に作成

琉球国王・中国皇帝（清代）一覧表

琉球国中山王（第二尚氏王統）

代	王名	生没年	在位年代	系譜関係	冊封年・冊封使
1	尚 円	1415-1476	成化6(1470) - 成化 12(1476)		成化8(1472) 官栄・韓文
2	尚宣威	1430-1477	成化 13(1477)	尚円の弟	
3	尚 真	1465-1526	成化 13(1477) - 嘉靖5(1526)	尚円の長子	成化 15(1479) 董旻・張祥
4	尚 清	1497-1555	嘉靖6(1527) - 嘉靖 34(1555)	尚真の第5子	嘉靖 13(1534) 陳侃・高澄
5	尚 元	1528-1572	嘉靖 35(1556) - 隆慶6(1572)	尚清の第2子	嘉靖 41(1562) 郭汝霖・李際春
6	尚 永	1559-1588	万曆元 (1573) - 万曆 16(1588)	尚元の第2子	万曆7 (1579) 蕭崇業・謝杰
7	尚 寧	1564-1620	万曆 17(1589) - 泰昌元 (1620)	尚真の玄孫	万曆 34(1606) 夏子陽・王士禎
8	尚 豊	1590-1640	天啓元 (1621) - 崇禎 13(1640)	尚元の孫	崇禎6 (1633) 杜三策・楊掄
9	尚 賢	1625-1647	崇禎 14(1641) - 順治4(1647)	尚豊の第3子	
10	尚 質	1629-1668	順治5(1648) - 康熙7(1668)	尚豊の第4子	康熙2 (1663) 張学礼・王垓
11	尚 貞	1645-1709	康熙8(1669) - 康熙 48(1709)	尚質の長子	康熙 22(1683) 汪楫・林麟
12	尚 益	1678-1712	康熙 49(1710) - 康熙 51(1712)	尚貞の孫	
13	尚 敬	1700-1751	康熙 52(1713) - 乾隆 16(1751)	尚益の長子	康熙 58(1719) 海宝・徐葆光
14	尚 穆	1739-1794	乾隆 17(1752) - 乾隆 59(1794)	尚敬の長子	乾隆 21(1756) 全魁・周煌
15	尚 温	1784-1802	乾隆 60(1795) - 嘉慶7(1802)	尚穆の孫	嘉慶5 (1800) 趙文楷・李鼎元
16	尚 成	1800-1803	嘉慶8(1803)	尚温の長子	
17	尚 灝	1787-1834	嘉慶9(1804) - 道光 14(1834)	尚穆の孫	嘉慶 13(1808) 齊鯤・費錫章
18	尚 育	1813-1847	道光 15(1835) - 道光 27(1847)	尚灝の長子	道光 18(1838) 林鴻年・高人鑑
19	尚 泰	1843-1901	道光 28(1848) - 同治 11(1872)	尚育の第2子	同治5 (1866) 趙新・于光甲

中国皇帝（清代）

代	廟号 通称	諱（諡）	生没年	在位年代	系譜関係
1	太祖	努爾哈赤ヌルハチ	1559 - 1626	天命元 (1616) - 天命 11(1626)	(愛新覺羅氏)
2	太宗	皇太極ホントイジ	1592 - 1643	天命 11(1626) - 崇徳8 (1643)	ヌルハチの第8子
3	世祖 順治帝	福臨（章皇帝）	1638 - 1661	崇徳8 (1643) - 順治 18(1661)	ホントイジの第9子
4	聖祖 康熙帝	玄燁（仁皇帝）	1654 - 1722	順治 18(1661) - 康熙 61(1722)	順治帝の第3子
5	世宗 雍正帝	胤禛（憲皇帝）	1678 - 1735	康熙 61(1722) - 雍正 13(1735)	康熙帝の第4子
6	高宗 乾隆帝	弘曆（純皇帝）	1711 - 1799	雍正 13(1735) - 乾隆 60(1795)	雍正帝の第4子
7	仁宗 嘉慶帝	顥琰（睿皇帝）	1760 - 1820	嘉慶元 (1796) - 嘉慶 25(1820)	乾隆帝の第 15 子
8	宣宗 道光帝	旻寧（成皇帝）	1782 - 1850	嘉慶 25(1820) - 道光 30(1850)	嘉慶帝の第2子
9	文宗 咸豊帝	奕訢（顯皇帝）	1831 - 1861	道光 30(1850) - 咸豊 11(1861)	道光帝の第4子
10	穆宗 同治帝	載淳（毅皇帝）	1856 - 1875	咸豊 11(1861) - 同治 13(1874)	咸豊帝の長子
11	徳宗 光緒帝	載湉（景皇帝）	1871 - 1908	同治 13(1874) - 光緒 34(1908)	道光帝の孫
12	宣統帝	溥儀	1906 - 1967	光緒 34(1908) - 宣統3 (1911)	光緒帝の甥

歴代宝案 訳注本 第九冊

目次

教育長挨拶

凡例

参考文献

中国沿海地図

琉球国王・中国皇帝（清代）一覧表

目次

卷一〇五（嘉慶十三年）

二一〇五〇一 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十二年の接貢船遭難で失った冊封使接待のための銀両五千両の

二一〇五〇二 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十二年の接貢船遭難の経緯、その咎により閩安協水師副將徐湧ほか
捐賞等を知らせる咨を受け取り、その措置に感謝するむねの咨（嘉慶十三〇一八〇八〇、九、十三）…………… 1
関係者を厳罰に処す事、代替の中国商船での帰国等について知らせる咨を受け取り、
その措置に感謝するむねの咨（嘉慶十三〇一八〇八〇、九、十三）…………… 6

二一〇五〇三 国王尚灝の、中国商船の返還のため都通事鄭世俊等に付した執照（嘉慶十三〇一八〇八〇、九、十三）…………… 16

二一〇五〇四	国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十一年の進貢船遭難の経緯と救護、代替の中国商船での帰国等について	
	知らせる咨を受け取り、その措置に感謝するむねの咨（嘉慶十三《一八〇八》、十二、二十一）……	17
二一〇五〇五	国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十一年の進貢船の遭難と救護および代替の中国商船での帰国等について	
	知らせる咨を受け取ったこと、中国商船の返還の際、賊船に遇って商船が沈没したため	
	琉球船を送ること等について知らせる咨（嘉慶十三《一八〇八》、十二、二十一）……	19
二一〇五〇六	国王尚灝の、中国商船の返還のため都通事鄭崇基等に付した執照（嘉慶十三《一八〇八》、十二、二十一）……	27
二一〇五〇七	国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十一年・十二年の中国商船の返還のため派遣した員役を接回するための	
	船を送ることを請うむねの咨（嘉慶十三《一八〇八》、十二、二十一）……	28
二一〇五〇八	国王尚灝の、中国商船の返還のため派遣した員役の接回のため都通事毛廷器等に付した執照	
	（嘉慶十三《一八〇八》、十二、二十一）……	29
卷一〇六（嘉慶十三年～嘉慶十四年）		
二一〇六〇一	嘉慶帝の五十歳の誕生日を慶祝する詔書（嘉慶十四年《一八〇九》、一、一）……	31
二一〇六〇二	礼部より国王尚灝あて、嘉慶帝の五十歳の誕生日を慶祝する宝詔を頒賜するむねの咨（付 上奏文）	
	（嘉慶十四《一八〇九》、一、二十七）……	36
二一〇六〇三	福建総督阿林保・福建巡撫張師誠より国王尚灝あて、冊封使の随伴員が	
	琉球人の過去の負債を取り立てようとした案件の処理と、今後は福建人と琉球人の交易では、	
	掛けでの取り引きを禁止するむねの照会（嘉慶十三《一八〇八》、十二、十九）……	38
二一〇六〇四	福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十三年の冊封の謝恩使、官生の帰国、日本・琉球の漂着民の	
	救護等について知らせるむねの咨（嘉慶十四《一八〇九》、五、九）……	40
二一〇六〇五	福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十四年の曆書を頒布するむねの咨（嘉慶十四《一八〇九》、四、二十二）……	62
二一〇六〇六	福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶帝の五十歳の誕生日を慶祝する宝詔を頒賜するむねの咨	

(嘉慶十四 一八〇九、四、二十三) …… 63

卷一〇七 (嘉慶十四年)

二一〇七〇一 国王尚灝より福建布政使司あて、冊封謝恩使の迎接のため接貢船を派遣するむねの咨 (嘉慶十四 一八〇九、四、一) …… 65

二一〇七〇二 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶帝の五十歳の誕生日を慶祝する宝詔の頒賜について 知らせる咨を受け取ったむねの咨 (嘉慶十四 一八〇九、四、一) …… 66

二一〇七〇三 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十四年の曆書を頒布したむねの咨 (嘉慶十四 一八〇九、四、一) …… 67

二一〇七〇四 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十三年の冊封の謝恩使、官生の帰国、日本・琉球の漂着民の処理等について知らせる咨を受け取ったむねの咨 (嘉慶十四 一八〇九、四、一) …… 67

二一〇七〇五 国王尚灝より福建布政使司あて、閩浙総督阿林保・福建巡撫張師誠からの冊封使の随伴員が、琉球人の過去の負債を取り立てようとした案件の処理と、今後は福建人と琉球人の交易では、掛けでの取引を禁止するむねの照会について回答した咨 (嘉慶十四 一八〇九、四、一) …… 80

二一〇七〇六 国王尚灝より福建布政使司あて、中国の難民莊蔚廷等の救助・送還について知らせる咨 (嘉慶十四 一八〇九、四、一) …… 81

二一〇七〇七 国王尚灝の、冊封謝恩使の迎接のため存留通事魏亮等に付した執照 (嘉慶十四 一八〇九、四、一) …… 82

二一〇七〇八 国王尚灝より福建布政使司あて、中国の難民俞富南等の救助・送還について知らせる咨 (嘉慶十四 一八〇九、四、一) …… 83

二一〇七〇九 国王尚灝の、中国の難民俞富南等の護送のため都通事魏崇仁等に付した執照 (嘉慶十四 一八〇九、四、一) …… 85

卷一〇八 (嘉慶十四年、嘉慶十五年)

二一〇八〇一 皇帝より国王尚灝あて、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭 (嘉慶十四 一八〇九、三、四) …… 87

- 二一〇八〇二 礼部より国王尚瀨あて、琉球国王から冊封への謝恩、冊封使の宴金の收受の請願、
嘉慶十三年の進貢を補うことの請願とその許可に対する謝恩、官生の帰国の請願、進貢船の
救護に対する謝恩についての報告を受けたことを知らせる咨（嘉慶十四〇九〇三、〇四）…………… 87
- 二一〇八〇三 礼部より国王尚瀨あて、嘉慶十三年の進貢使への賞賜・筵宴について知らせる咨
（嘉慶十四〇九〇二、〇三）…………… 89
- 二一〇八〇四 礼部より国王尚瀨あて、帰国する官生毛邦俊等への賞給について知らせる咨（付 上奏文）
（嘉慶十四〇九〇三、〇四）…………… 89
- 二一〇八〇五 礼部より国王尚瀨あて、嘉慶十三年の冊封謝恩使への賞賜について知らせる咨（付 賞賜の単）
（嘉慶十四〇九〇二、〇三）…………… 91
- 二一〇八〇六 礼部より国王尚瀨あて、嘉慶十三年の冊封謝恩使への格外的賞賜について知らせる咨（付 賞賜の単）
（嘉慶十四〇九〇三、〇四）…………… 91
- 二一〇八〇七 礼部より国王尚瀨あて、嘉慶十三年の冊封謝恩使への加賞について知らせる咨（付 賞賜の単）
（嘉慶十四〇九〇三、〇四）…………… 93
- 二一〇八〇八 礼部より国王尚瀨あて、嘉慶十三年の冊封謝恩使の来京を知らせる咨（付 上奏文）
（嘉慶十四〇九〇二、〇三）…………… 94
- 二一〇八〇九 礼部より国王尚瀨あて、嘉慶十三年の冊封謝恩の方物を受領したことを知らせる咨（付 上奏文）
（嘉慶十四〇九〇二、〇三）…………… 95
- 二一〇八一〇 閩浙総督阿林保・福建巡撫張師誠より国王尚瀨あて、進貢並びに謝恩・慶賀の上京に随行する従人の数は
旧例通りにするむねの照会（嘉慶十四〇九〇六、二十八）…………… 96
- 二一〇八一〇 福建布政使司より国王尚瀨あて、嘉慶十三年の冊封謝恩関連事項の処理について知らせる咨
（嘉慶十五〇八一〇〇、五、九）…………… 97
- 二一〇八一〇 福建布政使司より国王尚瀨あて、嘉慶十五年の曆書を頒布するむねの咨（嘉慶十五〇八一〇〇、二、十五）…………… 104

二一〇八一三 福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十四年の接貢関連事項の処理、琉球国泊府の難民永照屋等の

救助・送還について知らせる咨(嘉慶十五《一八一〇》、五、九)……………

104

二一〇八一四 福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十一年・十二年の中国商船の返還のため派遣した員役

並びに琉球国伊良部島の難民季国等を、共に接回船で帰国させることを知らせる咨

(嘉慶十四《一八〇九》、六、二十九)……………

110

二一〇八一五 福建布政使司より国王尚灝あて、中国商船の返還のため派遣した員役を迎える接回の船、

並びに謝恩使を迎接する船等三隻の帰国を知らせる咨(嘉慶十五《一八一〇》、五、九)……………

113

二一〇八一六 福建布政使司より国王尚灝あて、返還すべき中国商船が沈没したため送られた代替の琉球船

関連事項の処理、返還のため派遣した員役を迎える接回の船の開館貿易等について知らせる咨

(嘉慶十四《一八〇九》、六、二十三)……………

115

二一〇八一七 福建布政使司より国王尚灝あて、中国の難民俞富南等の護送船関連事項の処理、

琉球国首里府の難民馬文彪等の救助・送還について知らせる咨(嘉慶十五《一八一〇》、五、九)……………

119

卷一〇九(嘉慶十五年)

二一〇九〇一 国王尚灝の、嘉慶十五年の進貢の表(嘉慶十五《一八一〇》)……………

127

二一〇九〇二 国王尚灝の、嘉慶帝の五十歳の誕生日を慶祝する宝詔頒賜への謝恩の表(嘉慶十五《一八一〇》)……………

128

二一〇九〇三 国王尚灝の、官生の帰国を謝恩するむねの表(嘉慶十五《一八一〇》)……………

130

二一〇九〇四 国王尚灝の、嘉慶帝の五十歳の誕生日を慶祝する宝詔頒賜への謝恩の奏(嘉慶十五《一八一〇》)……………

132

二一〇九〇五 国王尚灝の、嘉慶十三年の冊封謝恩の方物が受領されたことへの謝恩の奏(嘉慶十五《一八一〇》)……………

133

二一〇九〇六 国王尚灝の、官生毛邦俊等の帰国への謝恩の奏(嘉慶十五《一八一〇》)……………

134

二一〇九〇七 国王尚灝の、官生陳善継等の国子監入学が許可されたことへの謝恩の奏(嘉慶十五《一八一〇》)……………

135

二一〇九〇八 国王尚灝より礼部あて、嘉慶十五年の進貢使を派遣するむねの咨(嘉慶十五《一八一〇》)……………

137

- 二一〇九一〇九 国王尚灝より礼部あて、嘉慶帝の五十歳の誕生日を慶祝する宝詔頒賜への謝恩の奏と同文を送るむねの咨
 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 137
- 二一〇九一一〇 国王尚灝より礼部あて、嘉慶十三年の冊封謝恩の方物が受領されたことへの謝恩の奏と同文を送るむねの咨
 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 138
- 二一〇九一一一 国王尚灝より礼部あて、官生毛邦俊等の帰国への謝恩の奏と同文を送るむねの咨
 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 139
- 二一〇九一二二 国王尚灝より礼部あて、官生陳善繼等の国子監入学が許可されたことへの謝恩の奏と同文を送るむねの咨
 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 140
- 二一〇九一三三 国王尚灝より礼部あて、嘉慶十三年の冊封謝恩使への例賞および格外の賞賜について
 知らせる咨を受け取ったむねの咨 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 141
- 二一〇九一四四 国王尚灝より礼部あて、冊封使への宴金の收受を請うむねの咨 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 142
- 二一〇九一四五 国王尚灝より福建布政使司あて、進貢並びに謝恩・慶賀の上京に随行する従人の数は
 旧例通りにするようにとの閩浙総督・福建巡撫の照会について回答した咨
 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 143
- 二一〇九一五六 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十五年の曆書を頒布したむねの咨 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 144
- 二一〇九一五七 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十五年の進貢使を派遣するむねの咨 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 145
- 二一〇九一五八 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶帝の五十歳の誕生日を慶祝する宝詔頒賜への謝恩の奏と
 同文を送るむねの咨 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 145
- 二一〇九一五九 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十三年の冊封謝恩の方物が受領されたことへの謝恩の奏と
 同文を送るむねの咨 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 146
- 二一〇九一六〇 国王尚灝より福建布政使司あて、官生毛邦俊等の帰国への謝恩の奏と同文を送るむねの咨
 (嘉慶十五 ≪一八一〇≫)…………… 147

二一〇九二二 国王尚灝より福建布政使司あて、官生陳善繼等の国子監入学が許可されたことへの謝恩の奏と

同文を送るむねの咨（嘉慶十五〇一八一〇）……………148

二一〇九二三 国王尚灝より福建布政使司あて、琉球国泊府の難民永照屋等の救助・送還、接貢船の開館貿易等について

知らせる咨を受け取ったむねの咨（嘉慶十五〇一八一〇）……………149

二一〇九二四 国王尚灝より福建布政使司あて、琉球国伊良部島の難民季国等の救助・送還、中国商船の返還のため

派遣した員役を迎える接回の船の開館貿易等について知らせる咨を受け取ったむねの咨

（嘉慶十五〇一八一〇）……………152

二一〇九二五 国王尚灝より福建布政使司あて、琉球国首里府の難民馬文彪等の救助・送還、中国難民護送船の

開館貿易等について知らせる咨を受け取ったむねの咨（嘉慶十五〇一八一〇）……………155

二一〇九二六 国王尚灝の、進貢のため都通事鄭克新等に付した符文（嘉慶十五〇一八一〇）……………157

二一〇九二七 国王尚灝の、進貢のため存留通事毛超叙等に付した執照（頭号船）（嘉慶十五〇一八一〇）……………159

二一〇九二八 国王尚灝の、入監読書のため官生陳善繼等に付した執照（嘉慶十五〇一八一〇）……………160

卷二一〇（嘉慶十六年）

二一一〇〇一 福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十五年の進貢使は広東漂着により北京到着が遅れることの経緯など

進貢関連事項の処理、琉球国那覇府の難民崎山・戴永泰・屋宜子・大城等の救助・送還等について

知らせる咨（嘉慶十六〇一八一一）五、二十一……………163

二一一〇〇二 福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十六年の曆書を頒布するむねの咨（嘉慶十六〇一八一一）二、二十……………190

卷二一一（嘉慶十六年）

二一一〇〇一 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十六年の接貢船を派遣するむねの咨（嘉慶十六〇一八一一）八、四……………193

二二一〇二 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十六年の曆書を頒布したむねの咨（嘉慶十六〇一八二一、八、四）…………… 193
二二一〇三 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十五年の進貢船は広東漂着により北京到着が遅れることの経緯など

進貢関連事項の処理、琉球国那覇府の難民崎山、泊村の難民戴永泰・屋宜子、那覇府の難民大城等の

救助・送還等について知らせる咨を受け取ったむねの咨（嘉慶十六〇一八二一、八、四）…………… 194
二二一〇四 国王尚灝の、接貢のため存留通事梁光地等に付した執照（嘉慶十六〇一八二一、八、八）…………… 219

卷一二（嘉慶十六年～嘉慶十七年）

二二一〇一 皇帝より国王尚灝あて、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭（嘉慶十六〇一八二一、十、十九）…………… 221

二二一〇二 礼部より国王尚灝あて、嘉慶十五年の進貢使の北京到着および官生の国子監入監の日期について
上奏したことを知らせる咨（付 上奏文）（嘉慶十六〇一八二一、九、三十）…………… 221

二二一〇三 礼部より国王尚灝あて、嘉慶十五年の進貢および謝恩の表奏文を皇帝の御覽に呈したことを知らせる咨
（嘉慶十六〇一八二一、十、二十）…………… 222

二二一〇四 礼部より国王尚灝あて、国王および嘉慶十五年の進貢使への例賞の頒賜について知らせる咨（付 賞賜の単）
（嘉慶十六〇一八二一、十、二十）…………… 223

二二一〇五 礼部より国王尚灝あて、前回の官生の帰国および今回の官生の国子監入監について
謝恩の方物を受領したことを知らせる咨（付 上奏文）（嘉慶十六〇一八二一、十、二十）…………… 224

二二一〇六 礼部より国王尚灝あて、国王および嘉慶十五年の進貢使への賞賜・筵宴について知らせる咨
（嘉慶十六〇一八二一、十、二十）…………… 225

二二一〇七 礼部より国王尚灝あて、嘉慶十五年の進貢使への格外的賞賜について知らせる咨（付 賞賜の単）
（嘉慶十六〇一八二一、十、二十）…………… 225

二二一〇八 礼部より国王尚灝あて、官生陳善繼等への賞給について知らせる咨（付 賞給の清單）
（嘉慶十六〇一八二一、十、二十）…………… 227

二二二二〇九 礼部より国王尚灝あて、嘉慶十五年の進貢使の北京出発について知らせる咨 (嘉慶十六 ≪一八一三≫、十、二十) …… 230

二二二二一〇 福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十六年の接貢関連事項の処理および琉球国糸満府の 難民大城等の救助・送還等について知らせる咨 (嘉慶十七 ≪一八一三≫、五、四) …… 230

二二二二一一 福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十七年の曆書を頒布するむねの咨 (嘉慶十七 ≪一八一三≫、四、十六) …… 243

卷一三三 (嘉慶十七年〜嘉慶十八年)

二二二一三〇一 国王尚灝の、嘉慶十七年の進貢の表 (嘉慶十七 ≪一八一三≫、八、十) …… 245

二二二一三〇二 国王尚灝より礼部あて、嘉慶十七年の進貢使を派遣するむねの咨 (嘉慶十七 ≪一八一三≫、八、十) …… 246

二二二一三〇三 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十七年の進貢使を派遣するむねの咨 (嘉慶十七 ≪一八一三≫、八、十) …… 247

二二二一三〇四 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十六年の接貢船の行方を探問するむねの咨 (嘉慶十七 ≪一八一三≫、八、十) …… 247

二二二一三〇五 国王尚灝の、進貢のため都通事林興基等に付した符文 (嘉慶十七 ≪一八一三≫、八、十) …… 248

二二二一三〇六 国王尚灝の、進貢のため存留通事梁文献等に付した執照 (頭号船) (嘉慶十七 ≪一八一三≫、八、十) …… 249

二二二一三〇七 国王尚灝の、進貢のため在船通事梁允文等に付した執照 (二号船) (嘉慶十七 ≪一八一三≫、八、十) …… 250

二二二一三〇八 福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十七年の進貢関連事項の処置および琉球国麻姑山の 難民建西表等の救助・送還について知らせる咨 (嘉慶十八 ≪一八一三≫、四、二十) …… 251

二二二一三〇九 福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶十八年の曆書を頒布するむねの咨 (嘉慶十八 ≪一八一三≫、四、八) …… 262

二二二一三一〇 福建布政使司より国王尚灝あて、琉球国那覇府の難民照屋・安里、北山府の難民比嘉等の 救助・送還について知らせる咨 (嘉慶十八 ≪一八一三≫、四、四) …… 262

卷二一五(嘉慶十八年〜嘉慶十九年)

- 二二一五〇一 皇帝より国王尚灑あて、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭(嘉慶十八《一八一三》、二、一)……………267
- 二二一五〇二 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十七年の進貢使の北京到着の日期について上奏したことを
知らせる咨(付 上奏文)(嘉慶十八《一八一三》、一)……………267
- 二二一五〇三 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十七年の進貢の方物を受領したことを知らせる咨(付 上奏文)
(嘉慶十八《一八一三》、一、□)……………268
- 二二一五〇四 礼部より国王尚灑あて、国王および嘉慶十七年の進貢使への賞賜・筵宴について知らせる咨
(嘉慶十八《一八一三》、一)……………269
- 二二一五〇五 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十七年の進貢の表奏文を皇帝の御覽に呈したことを知らせる咨
(嘉慶十八《一八一三》、二、□)……………269
- 二二一五〇六 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十七年の進貢使の北京出発について知らせる咨(嘉慶十八《一八一三》、二、□)……………269
- 二二一五〇七 礼部より国王尚灑あて、国王および嘉慶十七年の進貢使への賞賜について知らせる咨(付 賞賜の单)
(嘉慶十八《一八一三》、一、□)……………270
- 二二一五〇八 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十七年の進貢使への格外的賞賜について知らせる咨(付 賞賜の单)
(嘉慶十八《一八一三》、一、□)……………270
- 二二一五〇九 福建布政使司より国王尚灑あて、嘉慶十七年の進貢・十八年の接貢関連事項の処理、
琉球国那覇府の難民樂永儀等、姑米山の難民伊良波等の救助・送還、土通事の補充等に
ついて知らせる咨(嘉慶十九《一八一四》、四、四)……………272
- 二二一五一〇 福建布政使司より国王尚灑あて、嘉慶十九年の曆書を頒布するむねの咨(嘉慶十八《一八一三》、十二、□)……………277

二二一五一一 福建布政使司より国王尚灝あて、伴送官の派遣人数増加に対する謝恩の代奏について知らせる咨

(嘉慶十九《一八一四》、四、四)……………288

卷一一六(嘉慶十九年)

二二一六〇一 国王尚灝の、嘉慶十九年の進貢の表(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………281

二二一六〇二 国王尚灝の、官生陳善継等の帰国許可を要請するむねの奏(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………281

二二一六〇三 国王尚灝の、嘉慶十五年の進貢使への頒賞等に謝恩するむねの奏(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………282

二二一六〇四 国王尚灝の、嘉慶十七年の進貢使への頒賞等に謝恩するむねの奏(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………283

二二一六〇五 国王尚灝より礼部あて、嘉慶十九年の進貢使を派遣するむねの咨(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………284

二二一六〇六 国王尚灝より礼部あて、官生陳善継等の帰国許可を要請するむねの奏と同文を送るむねの咨(嘉慶十九《一八一四》、八)……………285

二二一六〇七 国王尚灝より礼部あて、嘉慶十五年の進貢使への頒賞等に謝恩する奏と同文を送るむねの咨(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………285

二二一六〇八 国王尚灝より礼部あて、嘉慶十七年の進貢使への頒賞等に謝恩する奏と同文を送るむねの咨(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………286

二二一六〇九 国王尚灝より礼部あて、嘉慶十五年の進貢使への例賞および格別の賞賜について知らせる咨を受け取ったむねの咨(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………287

二二一六一〇 国王尚灝より礼部あて、官生陳善継等への賞給について知らせる咨を受け取ったむねの咨(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………289

二二一六一一 国王尚灝より礼部あて、嘉慶十七年の進貢使への例賞および格別の賞賜について知らせる咨を受け取ったむねの咨(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………291

二二一六一二 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十九年の進貢使を派遣するむねの咨(嘉慶十九《一八一四》、八、七)……………292

二二一六―三	国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十九年の曆書を頒布したむねの咨（嘉慶十九〇一八―四〇、八、七）……………	293
二二一六―四	国王尚灝より福建布政使司あて、官生陳善繼等の帰国許可を要請するむねの奏と同文を送るむねの咨（嘉慶十九〇一八―四〇、八、七）……………	294
二二一六―五	国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十五年の進貢使への頒賞等に謝恩する奏と同文を送るむねの咨（嘉慶十九〇一八―四〇、八、七）……………	295
二二一六―六	国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十七年の進貢使への頒賞等に謝恩する奏と同文を送るむねの咨（嘉慶十九〇一八―四〇、八、七）……………	296
二二一六―七	国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶十七年の進貢・十八年の接貢関連事項の処理、琉球国那覇府の難民樂永儀等、姑米山の難民伊良波等の救助・送還、土通事の補充等について知らせる咨を受け取ったむねの咨（嘉慶十九〇一八―四〇、八、七）……………	297
二二一六―八	国王尚灝より福建布政使司あて、伴送官の派遣人数増加に対する謝恩の代奏について知らせる咨を受け取ったむねの咨（嘉慶十九〇一八―四〇、八、七）……………	302
二二一六―九	国王尚灝の、進貢のため都通事鄭文洙等に付した符文（嘉慶十九〇一八―四〇、八、七）……………	304
二二一六―一〇	国王尚灝の、進貢のため存留通事梁文翼等に付した執照（頭号船）（嘉慶十九〇一八―四〇、八、七）……………	305
二二一六―一一	国王尚灝の、進貢のため在船通事王士正等に付した執照（二号船）（嘉慶十九〇一八―四〇、八、七）……………	306
卷二一七（嘉慶二十年）		
二二一七―〇一	福建布政使司より国王尚灝あて、進貢使の上京、貢物の受領、開館貿易等、嘉慶十九年の進貢関連事項の処置について知らせる咨を受け取ったむねの咨（嘉慶二十〇一八―一五〇、五、七）……………	309
二二一七―〇二	福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶二十年の曆書を頒布するむねの咨（嘉慶二十〇一八―一五〇、三、二十二）……………	316
二二一七―〇三	福建布政使司より国王尚灝あて、琉球国那覇府の難民我竹右等の救助・送還について知らせる咨（嘉慶二十〇一八―一五〇、五、七）……………	317

二二一七〇四	福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球国那覇府の難民宮城・久場島・天願親雲上等の救助・送還について 知らせる咨（嘉慶二十〇一八一五、五、七）……………	320
二二一七〇五	福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球の難民東士亮等の救助・送還について知らせる咨 （嘉慶二十〇一八一五、五、十六）……………	325
卷二一八（嘉慶二十年）		
二二一八〇一	国王尚瀨より福建布政使司あて、嘉慶二十年の接貢船を派遣するむねの咨 （嘉慶二十〇一八一五、八、十三）……………	329
二二一八〇二	国王尚瀨より福建布政使司あて、嘉慶二十年の曆書を頒布したむねの咨 （嘉慶二十〇一八一五、八、十三）……………	329
二二一八〇三	国王尚瀨より福建布政使司あて、進貢使の上京、貢物の受領、開館貿易等、嘉慶十九年の進貢関連事項の 処置について知らせる咨（嘉慶二十〇一八一五、八、十三）……………	330
二二一八〇四	国王尚瀨より福建布政使司あて、琉球国那覇府の難民宮城・久場島・天願親雲上等の救助・送還について 知らせる咨を受け取り、その措置に感謝するむねの咨（嘉慶二十〇一八一五、八、十三）……………	337
二二一八〇五	国王尚瀨より福建布政使司あて、琉球国那覇府の難民我竹右等の救助・送還について知らせる咨を受け取り、 その措置に感謝するむねの咨（嘉慶二十〇一八一五、八、十三）……………	343
二二一八〇六	国王尚瀨より福建布政使司あて、中国の難民呉利徳等および朝鮮の難民千一得等の 救助・送還について知らせる咨（嘉慶二十〇一八一五、八、十三）……………	345
二二一八〇七	国王尚瀨より福建布政使司あて、琉球の難民東士亮等の船隻の行方を探問するむねの咨 （嘉慶二十〇一八一五、八、十三）……………	348
二二一八〇八	国王尚瀨の、嘉慶二十年の接貢のため存留通事楊徳昌等に付した執照（嘉慶二十〇一八一五、八、十三）……………	349
二二一八〇九	国王尚瀨の、中国の難民呉利徳等・朝鮮の難民千一得等の護送のため、都通事王秉行等に付した執照 （嘉慶二十〇一八一五、八、十三）……………	350

卷一一九（嘉慶二十年～嘉慶二十一年）

- 二二一九〇一 皇帝より国王尚灑あて、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭（嘉慶二十〇《一八一五》、二、一）…………… 353
- 二二一九〇二 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十七年の進貢使の北京到着の日期について上奏したむねを知らせる咨
（付 上奏文）（嘉慶二十〇《一八一五》、一、〇）…………… 353
- 二二一九〇三 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十九年の進貢の方物を受領したことを知らせる咨（付 上奏文）
（嘉慶二十〇《一八一五》、一、〇）…………… 354
- 二二一九〇四 礼部より国王尚灑あて、帰国する官生への例賞および加賞の頒賜について上奏したむねを知らせる咨
（付 上奏文）（嘉慶二十〇《一八一五》、一、〇）…………… 354
- 二二一九〇五 礼部より国王尚灑あて、国王および嘉慶十九年の進貢使への賞賜・筵宴について知らせる咨
（嘉慶二十〇《一八一五》、一、〇）…………… 356
- 二二一九〇六 礼部より国王尚灑あて、国王および嘉慶十九年の進貢使への例賞の頒賜について知らせる咨
（付 賞賜の単）（嘉慶二十〇《一八一五》、一、〇）…………… 356
- 二二一九〇七 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十九年の進貢の表文を皇帝の御覽に呈したことを知らせる咨
（嘉慶二十〇《一八一五》、一、〇）…………… 357
- 二二一九〇八 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十九年の進貢使への格別の賞賜について知らせる咨（付 賞賜の単）
（嘉慶二十〇《一八一五》、二、〇）…………… 357
- 二二一九〇九 礼部より国王尚灑あて、嘉慶十九年の進貢使、官生陳善継等の北京出發について知らせる咨
（嘉慶二十〇《一八一五》、二、〇）…………… 359
- 二二一九一〇 福建布政使司より国王尚灑あて、嘉慶十八年の接貢船関連事項の処理、土通事の補充および琉球の
護送してきた中国・朝鮮の難民の処遇等について知らせる咨（嘉慶二十一《一八一六》、五、六）…………… 360
- 二二一九一一 福建布政使司より国王尚灑あて、嘉慶二十一年の曆書を頒布するむねの咨…………… 360

二二一九―二	福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球の難民東土亮等の船隻および中国・朝鮮難民の護送船の行方を 探問するむねの咨（嘉慶二十一《一八一六》、五、六）……………	367
二二一九―三	福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球国芭蕉島哪吧村の難民安里等の救助・送還について知らせる咨 （嘉慶二十一《一八一六》、六、十五）……………	369
卷二二〇（嘉慶二十一年～嘉慶二十二年）		
二二二〇―一	福建布政使司より国王尚瀨あて、嘉慶二十一年の進貢船の遭難・漂着の経緯と進貢関連事項の処理に ついて知らせる咨（嘉慶二十二《一八一七》、五、九）……………	373
二二二〇―二	福建布政使司より国王尚瀨あて、嘉慶二十二年の曆書を頒布したむねの咨 （嘉慶二十一《一八一六》、十一、二十）……………	383
二二二〇―三	福建布政使司より国王尚瀨あて、浙江、台湾に漂着した琉球の難民葉福原・馬瑞慶山等の 救助・送還について知らせる咨（嘉慶二十一《一八一六》、五、十三）……………	384
二二二〇―四	福建布政使司より国王尚瀨あて、銅の買い付けのため日本に向かった汪小園等の中国商船の遭難・救助、 琉球よりの護送船札字第二百十号船隻での送還および開館貿易等について知らせる咨 （嘉慶二十一《一八一六》、閏六、二十）……………	388
二二二〇―五	福建布政使司より国王尚瀨あて、銅の買い付けのため日本に向かった汪小園等の中国商船の遭難・救助、 琉球よりの護送船札字第二百十一号船隻での周渭瀾等の送還および開館貿易等について知らせる咨 （嘉慶二十一《一八一六》、閏六、二十）……………	394
二二二〇―六	福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球よりの中国・朝鮮難民の護送船の遭難と福州到着 および護送船の開館貿易等について知らせる咨（嘉慶二十一《一八一六》、七、十三）……………	399

卷二二一（嘉慶二十二年）

- 二二二一〇一 福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球よりの中国・朝鮮難民の護送船が帰国の際に風不順により、再出港したことを知らせるむねの咨（嘉慶二十二〇一八一七〇、四、二十）……………405
- 二二二一〇二 福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球よりの中国・朝鮮難民の護送船が帰国の際に風不順により、再出港したことを知らせるむねの咨（嘉慶二十二〇一八一七〇、四、二十）……………409
- 二二二一〇三 福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球よりの中国・朝鮮難民の護送船が帰国の際に風不順により、再出港したことを知らせるむねの咨（嘉慶二十二〇一八一七〇、四、二十）……………413
- 二二二一〇四 福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球国八重山の難民小浜氏・巡見官毛朝玉等の救助・送還について知らせる咨（嘉慶二十二〇一八一七〇、四、二十）……………417
- 二二二一〇五 福建布政使司より国王尚瀨あて、接貢船、難民船、護送船六隻の帰国に關し、遭難と再出港および乗員の改配等について知らせる咨（嘉慶二十二〇一八一七〇、五、九）……………419
- 二二二一〇六 福建布政使司より国王尚瀨あて、琉球国那覇府の難民仲村渠等の救助・送還について知らせる咨（嘉慶二十二〇一八一七〇、五、十九）……………423

卷二二二（嘉慶二十二年）

- 二二二二〇一 国王尚瀨より福建布政使司あて、嘉慶二十二年の接貢船を派遣するむねの咨（嘉慶二十二〇一八一七〇、八、四）……………427
- 二二二二〇二 国王尚瀨より福建布政使司あて、中国・朝鮮難民の護送船の開館貿易など関連事項の処理、琉球国八重山の難民小浜氏・巡見官毛朝玉等の救助・送還について知らせる咨を受け取り、その措置に感謝するむねの咨（嘉慶二十二〇一八一七〇、八、四）……………427

二二二二〇三 国王尚灝より福建布政使司あて、銅の買い付けのため日本に向かった汪小園等の

中国商船の遭難・救助・送還の経緯、琉球よりの護送船の開館貿易等について

知らせる咨を受け取り、その措置に感謝するむねの咨（嘉慶二十二《一八一七》、八、四）……

二二二二〇四 国王尚灝の、接貢のため存留通事蔡修等に付した執照（嘉慶二十二《一八一七》、八、四）…… 447 439

二二二二〇五 国王尚灝より福建布政使司あて、嘉慶二十一年の進貢頭号船、琉球難民の船隻の行方を

探問するむねの咨（嘉慶二十二《一八一七》、八、四）……

二二二二〇六 国王尚灝より福建布政使司あて、中国難民の護送船、琉球難民の船隻の行方を探問するむねの咨 448

（嘉慶二十二《一八一七》、八、四）……

二二二二〇七 国王尚灝より福建布政使司あて、中国の難民朱沛三等の救助・送還について知らせる咨

（嘉慶二十二《一八一七》、三、七）……

二二二二〇八 国王尚灝の、中国の難民朱沛三等の護送のため都通事鄭世謨等に付した執照 451

（嘉慶二十二《一八一七》、三、七）……

付録

○ 語注索引 ・ 漢字検索のための総画数一覧

① 語句索引

② 人名・地名索引

476 460 453